



坂東インター工業団地において、日晃工業株式会社が本社第二工場の操業を開始しました。

日晃工業は、平成16年に沓掛工業団地内で坂東本社工場の操業を開始して以来、順調に業績を伸ばし、現工場が手狭になったことや今後の事業拡大を見込み、新たに坂東本社第二工場を建設し、この度完成しました。

これにより、同工業団地で操業を開始している企業は7社となり、今後も、次々と新工場が誕生する予定です。

新型コロナウイルス感染症関連情報

— 国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ —

保険税(保険料)の減免措置と傷病手当金の支給

市では、国民健康保険に加入している方で、新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いのため、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与などの収入が得られなくなった方や、感染症の影響で事業収入などが一定程度減少する方に、次のような特例措置を設けています。後期高齢者医療制度に加入している方についても、同様の特例が受けられます。

保険税(保険料)の減免

対象者 **全額免除** 世帯主が新型コロナウイルス感染症にかかり、重篤な症状となった方
一部減額 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少された方で、次のすべての要件を満たす方

- ①世帯主の令和2年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ②世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※世帯主以外の方が世帯の生計維持者である場合は、その旨を申し立ててください。

申請方法 収入を証明する書類などを添えて、申請書をご提出ください。減免の対象となるか等をご案内しますので、まずは保険年金課までご連絡ください。

仕事を休んだ場合 傷病手当金が支給されます

対象者 新型コロナウイルス感染症にかかった、またはその疑いがある、4日以上仕事を休んだ被用者(会社員、パート、アルバイトなどをして給与を受けている方)
※自営業や個人事業主の方は対象となりません。

対象となる日数 令和2年1月1日から9月30日の間で、勤務予定であった日
※給与が出ている期間は除きます。

支給金額 1日の平均給与額(直近3か月で計算) × 3分の2 × 休んだ日数

申請方法 ご本人、事業所、医療機関に記入していただく申請書をお渡ししますので、保険年金課窓口までお越しください。
※市のホームページからもダウンロードできます。

お問合せ 保険年金課 ☎ 0297(21)2187